

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査について、同条第9項の規定により、次のとおりその結果に関する報告を決定したので、これを公表する。

令和2年1月24日

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員 山本嘉彦
同 山本実

定期監査結果報告

1 監査の対象

平成30年10月1日～令和元年9月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査の期間

令和元年12月18日～令和2年1月15日

3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査及び職員に対する質問等の方法により実施した。

4 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。